

境界線の政治理論

—社会的排除と包摂をめぐる代表制民主主義

鵜飼健史

1 問題の所在

社会的排除は、いまや世界全体が直面する人類史的な課題である。こうした21世紀初頭の学的状況は、政治学においても知られるようになってきた。本稿は、そのなかでも腰の重さを自認する政治理論研究の観点から、社会的排除を問題化したい——時間がかかったからこそ見えるものがあるかもしれない。とりわけ、社会的排除に対して、代表制民主主義がどのような対策を準備できるかを理論的に明確化する。このテーマに取り組むために、本稿では、排除と対比される包摂の位置づけを批判的に分析しながら、両者を区別する境界線に注目する。本稿の目的は、境界線の分析を通じて、排除と包摂の二元論を超えるものとして、代表制民主主義の理論的な再構成を行うことにある。

社会的排除とは何かについて、本稿に関する事柄のみを確認してその導入としたい。この言葉自体は、グローバル化と脱工業化が進展するヨーロッパを中心として、1970年代ごろから長期失業者や生活困窮者を示すために顕著に使用されてきた(バーン 2010: 104, 中村 2007: 64-65)¹⁾。その内容

1) ピエール・ロザンヴァロンは排除という新たな社会問題に対して、社会保険中心の従来の福祉国家の枠組みが対応できない危機を指摘する。この危機は、財政的な限界、国家機構の正統性の減退、さらに連帯と社会権の破綻という哲学的次元においても生じている(ロザンヴァロン 2006)。雇用と家族の揺らぎに関連する新しい社会的リスクの台頭と、福祉国家の機能的な限界とを背景とした福祉ガバナンスの変容については Taylor-Gooby(2004) および宮本(2013:8章)を参照。

は、たんなる経済的な貧困だけにとどまらず、人間関係や共同性からの切断および存在価値の剥奪も含意している。社会的排除は、社会生活を営む上で主流と考えられる関係性からの排除を意味する。具体的な事例については枚挙に暇がないが、現代日本社会の病理として数えられるような孤独死、ネットカフェ難民、ワーキングプア、無縁社会、不安定就労などのすべてはこれに妥当する。そのため、ルース・リスターが適切に指摘するように、社会的排除は明確な基準によって特定化された実証可能な状態というよりも、それ自体はあくまで概念——とりわけ「政策的含意をもった政治的言説」——として理解されるべきであろう (Lister 2004: 98=145, 福原 2007: 21)。先行研究が製錬してきた社会的排除概念は、諸問題・不利の組合わせであり、動的で複雑な多次元的な過程であり、政治・経済・社会・文化などの各次元における参加への障壁や困難にある (岩田 2006: 23-26, 福原 2007: 14-17, 坪 2012: 140, Pierson 2013: 73)。社会的排除は非物質的な関係や機会の不足を問題化し、個人の社会関係資本の枯渇化と並行して生じる、さまざまな次元における連鎖的な締め出しの過程である。阿部彩は、社会的排除概念が、たんに人間関係の欠乏を論点として加えただけではなく、排除する側の存在に光を当てて社会のあり方を問題化した意義を指摘する (阿部 2011: 124-26, Cf. 岩田 2008: 50-51)。本稿は、こうした社会的排除の概念的な性質を前提として、それに抗する政治理論を考察する。

次節では、社会的排除における政治的な次元を議論するとともに、政治的・政策的な応答を整理し、政治理論に固有な課題を明確化する。その際、排除と包摂をめぐる境界線の存在が民主主義理論に投げかける課題に論及したい。第3節では、持続的な社会的排除に対応した現代民主主義理論を参照しつつ、境界線に対する処置を批判的に考察する。具体的には、ナンシー・フレイザーの正義としての代表論を中心的に取り上げ、境界線に対する現代政治理論研究の貢献を明らかにする。最後に、脱領域的な民主主義理論の再構成を模索すると同時に、多次元的な主体化の過程として政治的代表を理解することの意義に言及したい。

2 境界線と現代政治

社会的排除の政治的次元

すでにふれたように、先行研究は社会的排除が本質的に論争的な概念であることを共通の認識としている (Pierson 2013: 71)。この事実、たとえば社会的排除に関する議論が社会政策領域で中心的に展開されるとしても、その概念化が権力作用を伴う政治的な次元から逃れられない状況を示している²⁾。つまり、社会的排除にはあきらかに政治的概念と呼ぶ側面があり、そのかぎりにおいて、現代政治理論研究はその分析に積極的に取り組むべき責務を負うといえる。本節では、社会的排除を政治的概念として受け入れた上で、政治学にとっての課題を明示したい。同時に、本節の議論は排除との対比で理解される包摂についても論争的な性質を見出し、排除と包摂を分断する境界線の分析を導くことになるだろう。

ジェニー・パーシー＝スミスは、排除についての社会的・経済的な次元の資料や研究が蓄積されているものの、政治的な排除についてはほとんど考察がない現状を指摘する (Percy-Smith 2000: 148)。本稿では、排除に関する政治理論分析の欠如がその一因であると理解している。まず、それでも社会的排除論のなかで細々と議論される政治的次元の特徴を整理したい。

第一に、政治的次元はシティズンシップとのつながりで議論されてきた³⁾。政治に対する実効的な参加を基礎づける権利としてシティズンシップが解釈され、その充実が社会的排除に対抗するものとして理解される。さら

2) ルース・レヴィタスは、社会的排除が政治的概念であることを指摘した上で、その言説のタイプを3つに整理する。第一に、シティズンシップや社会正義を重視して貧困の改善を目指す「再分配主義言説」、第二に、アンダークラス論や依存文化論にある道徳的非難と結びつく「道徳主義言説」、そして第三に、労働市場への参加による統合を重視する「社会統合主義言説」である (Levitas 2005: 7-28)。「本質的に論争的」である政治的概念の特徴に関する議論、およびその言説や政治分析との関係性は鶴飼 (2013) を参照。

3) 福原宏幸は社会的排除の政治的次元の課題として、投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剥奪されている状況、およびシティズンシップの獲得や保障を指摘する (福原 2007: 35)。

に、こうしたシティズンシップが実質的にどの人びとに認められるかに応じて、排除と包摂をめぐる境界線の公的な位置づけが明示される。このように、内的な排除に対抗する実質においても、外的な排除に対抗する適用範囲においても、シティズンシップは排除の臨界として一般的に理解されている。シティズンシップが問題とするのは、不法滞在の外国人や難民が想定される外で排除される非市民、および二級市民扱いを甘受せざるをえないような内で排除される部分的市民、である（亀山 2007: 87-88）。それは社会的包摂に内容を与える契機となる。樋口明彦によれば、社会的包摂をシティズンシップという政治的側面からとらえることで、包摂が陥りやすい選別的な排除の導入——この点は後述する——を防ぐことができる（樋口 2004: 14）。

第二に、政治的次元では、すべての人間が排除の対象となる。社会的排除が問題にするのは、法権利がカバーできない存在だけではなく、政治（代議制統治）への実効的な参加の程度である。政治参加の形式について、以下のような類型化が可能であろう。第一に、与野党問わず政党や利益集団によって政治的な意志が陶冶され、これら政治的アクターと密接なつながりがある集団である。例えばブライアン・バリーは、自由な投票のみならず、政党や公的政策に関連する組織などへの参加およびロビー活動や政治家との折衝も政治参加に加え、これらの欠如を社会的排除の一部とみなす（Barry 2002: 21）。第二に、自らの政治的な意志が特定の集団に代弁されず、政治参加は定期的な選挙での投票にかぎられている集団である。そして第三に、完全なシティズンシップを享受しておらず、公的な政治過程への参加が限定されている集団である。このような政治参加の形式の濃淡と社会的排除の程度が、一定の相関関係にあることは指摘されなければならない（亀山 2007: 90）。社会的排除において人的なつながりと物理的な条件が切りつめられることにより、政治に参画する「真の機会」はますます欠乏する（Barry 2002: 21）。その結果、シティズンシップを享受する層でも第一から第二の形式への政治参加の変化や、無党派層の増大にともなう政治の劇場化などが懸念されるようになった。

さらに、同時に強調されなければならないのは、参加に対する制度的な排除もまた進行しているという点である。つまり、現在の代議制において、一票の格差問題や人材登用の硬直化などの「制度による排除」と、政治的争点の隠蔽や投票率の低下などの「制度からの排除」が顕在化してきた⁴⁾。この意味において、政治的次元における社会的排除は、私たち自らに対する排除の多次元的な過程として理解されなければならないのである。

こうした政治的次元における社会的排除の形態を踏まえた上で、福祉政治学は包摂政策を構想することでその抵抗を模索している。以下では、排除と包摂の境界線の論点のみに着目してこの構想を議論し、政治理論研究における分析課題をより鮮明にする。

社会的排除と対置される社会的包摂は、たんなるシティズンシップの形式的な享受ではなく、多次元的な社会生活への参加の実現や人間関係の結びつきとして理解される過程である。宮本太郎によれば、社会的包摂とは、狭義には、生活困難者の社会参加と経済的自立の支援を意味し、政策的には職業紹介、職業訓練、あるいは就労支援が考えられる。だが、同時に広義には、「将来的に生活困窮に陥る可能性のあるすべての市民を対象とし、就労だけでなく、[…] 家族ケア、教育、リハビリテーションなどの多様な社会活動」の実現を意味する（宮本 2013: 8-9）。すでに確認してきたように、現代社会における人間関係をめぐる新しい社会的リスクは、あきらかに後者の広範な領野で連鎖的に発生している。そのため、社会的包摂はこの領野を多次元的かつ持続的にカバーする必要性に迫られているといえよう⁵⁾。ただし、本稿は包摂をめぐる政策体系の分析は断念し、代わって注目する

4) 福祉国家制度における排除の二面性については、岩田 (2008:30-32) を参照。

5) 近年の福祉政策の目標が、所得保障から就労自立や生活自立の促進に変容する状況下で、包摂のアプローチはワークフェアやアクティベーションなどに分岐している（宮本 2013: 184）。宮本は、ワークフェア型の包摂政策が労働市場における包摂を中心とするのに対し、家族、教育、地域社会などでの多元的な包摂を志向するアクティベーション型の優位性を主張する。なぜなら、後者は「支援の厚みや補完型所得保障の強化という点で、人々の労働市場への定着を確実にすると同時に、労働市場の外部への帰属も併せて保障することで、包摂と承認の場を多元化する」からである（宮本 2013: 256）。

のは、包摂と排除の境界線の性質である。宮本はこの境界線が、例えば就労の有無に帰着するような単純な基準を有しているわけではなく、それはあきらかに多義的な存在だと論じる(宮本 2013: 204)。そのため、たとえ社会的包摂という言葉が政策策定過程で頻出しているとしても、それが現実に達成されているわけではない。

こうした境界線の多義的な性質を、包摂をめぐる具体的な事例に言及しながら考察したい。社会的包摂が問題化する状況は、これまで福祉レジーム論が前提としてきた雇用と家族の流動化によって示される。これらふたつの社会的ユニットへの依存度が高かった日本のような後発福祉国家において、この情勢の変化はより深刻なものとなる。宮本太郎によれば、福祉をとりまく日本の現状は、社会的包摂と脱商品化が一体のものとなる逆説を示している。つまり、就労による包摂は多くの不安定な非正規雇用に甘んじ、それ自体が新たな排除として再生産されるからである。具体的には、脱商品化の程度が低い状況で、就労義務を所得保障の条件とするようなワークフェア政策の導入は、労働者間の格差を助長し、また家事負担者にいっそうの重荷を負わせる(宮本 2013: 107-08)⁶⁾。岩田正美は、労働参加による包摂がはらむ、5つの基本的な問題点を指摘する。第一に、労働能力の有無を判定する基準にあいまいさと恣意性が残る。第二に、福祉政策の主体は就労奨励を間接的にしか行うことができず、雇用の決定権は民間企業に委ねられている。第三に、就労支援の取り入れが、福祉対象者の選別を促進させるとともにスティグマ化を助長しかねない。第四に、就労が強調されるあまり、労働条件が後回しとなり不安定な雇用環境を存続させる。そして第五に、労働市場や職場での不平等な参加の実態を覆い隠してしま

6) 宮本によれば、ワークフェア型包摂が新たな排除を生み出してしまう傾向にあるので、「むしろ質の高い包摂を実現するためには、アクティベーションなど支援の度合いの高い包摂戦略を採用すると同時に、脱商品化や脱家族化の政策や制度を維持し、発展させることが不可欠になる」(宮本 2013: 108)。中村健吾は、社会的排除が一方で低所得の問題のみに限定できない社会問題の新たな次元に注意を向けるとともに、他方で福祉関連支出を削減し、アクティベーションのみを政策課題とするような「二面性」がある点を指摘する。そのかぎりでは、社会的排除論はネオリベリズムと調和する傾向も持ち合わせている(中村 2007: 57)。

う可能性がある(岩田 2008: 172-74, 樋口 2004: 8-9)。これらの問題点は、包摂政策が逆に選別的な排除を促進する危険性をしめしている⁷⁾。

他方で、排除と包摂をめぐる不安定な関係性は、政策論的な観点からだけでなく、福祉政治をめぐる境界線のあり方にも見出すこともできる。現代ヨーロッパ政治で顕著となった事例として、福祉ショービニズムが挙げられる。例えば、2007年総選挙で25議席を獲得したデンマーク国民党、2010年総選挙で20議席を獲得したスウェーデン民主党、2011年総選挙で39議席を占めた「真のフィンランド人党」、あるいは2002年にオランダで結党され、同年の総選挙で17%の得票率で第二党となったフォルタイン党などがその担い手である。これらの新しい右翼政党は、包摂型の福祉政策を打ち出すと同時に、移民問題については排外主義的な傾向をしめす。少なくとも現代ヨーロッパでは、社会的包摂と排除を同時に主張するような政治勢力が一定の影響力を獲得している⁸⁾。

こうした新しい右翼の傾向性の特徴として、議会制民主主義や基本的な人権などの近代的価値の擁護、過去のファシズムや暴力的な極右運動との断絶、資本主義への融和的な態度、ジェンダー平等や性的マイノリティの擁護、移民文化に対する啓蒙主義的なゼノフォビアなどを指摘できる⁹⁾。宮本太郎は、新しい右翼の台頭の背後に、福祉国家体制を支えた社会的基盤に生じた構造変容を指摘する。こうした政党はブルーカラー労働者の支持を集めている。なぜならこの社会階層にとって移民の存在は、多大な保護コスト負担を要請して業績原理を侵食し、過剰な競争を惹起するグローバル化の象徴であり、社会規範の安定性を揺るがすと理解されるからであ

7) ルース・リスターは就労と社会的包摂の同一視が、不安定労働、劣悪な労働条件、あるいは労働の尊厳の低下をもたらしかねないと指摘する(リスター 2011: 121)。久塚純一は社会保険制度を中心とした社会保障では、社会連帯は自己責任と結びつき、拠出しない人びとを排除する結果をもたらしているとする(久塚 2007)。

8) 移民の排除と(高齢者)福祉の充実を主張して躍進したスウェーデン民主党に関する分析は渡辺(2013)を参照。

9) 北欧を中心とした新しい右翼政党の特徴と社会的背景についてはBjörklund(2013)を参照。現代ポピュリズムにおける排除と包摂の両義的性質はMudde and Rovira Kaltwasser(2013)を参照。

る(宮本 2013: 149-52)。社会的包摂というかたちをとった業績原理の徹底としての、ワークフェア型福祉政策が強力な国において、福祉ショービニズムが明確に現われる傾向がある(宮本 2013: 157)。水島治郎は包摂と排除が同時進行する政治情勢の背後に、社会への参加を条件とするようなワークフェア型福祉国家の選別的なシティズンシップへの転換を指摘する(水島 2012)。

包摂と排除を超えて

それでは、社会的排除への注目は現代政治理論にどのような課題を投げかけているといえるだろうか。まず確認すべき点は、上述してきたとおり、排除と包摂を二項対立的に理解することは困難だということである。排除と包摂は相互に浸透しており、それらはあきらかに非対称的な関係であり、どちらも相互に排他的な性質を有しているわけではない。つまり、たとえ何らかの公的な基準があったとしても、排除と包摂を区別する境界線はたんにそれだけをなぞるだけではなく、実体的な社会状況に応じて複合的に、多次元的に引かれ続ける。例えばルース・リスターは、レヴィタスの術語を用いて、社会的排除の「再分配主義言説」では社会的配置は垂直方向のピラミッド関係で描かれるのに対して、「道徳主義言説」や「社会統合主義言説」では平面的な内か外かの二分法的な関係になるとする(Lister 2004: 80=122)。彼女は不平等をめぐるダイナミズムを見えづらくする、包摂と排除をめぐる二項対立的なイメージを批判し、包摂に内在する排除の契機に注意を喚起している。

さらに、二項対立的な認識の破綻から導かれる政治理論がふまえるべき前提は、排除との対比で、包摂のみを肯定的に評価できなくなったという事実である。福祉ショービニズムが典型的にしめすように、包摂と排除が表裏一体でもある点に注意が払われなければならない(Goodin 1996)。また同時に、包摂政策が有する、適切とみなされる活動や関係の強制、それらに内包された支配関係、それらに伴う自由の放棄と同一化の契機、さらにそれらを適切とみなす規範のあり方それ自体がもつ権力現象としての性

格などに敏感になる必要がある。つまり、排除される他者に対する系譜学的な視角が重要となる。排除のみならず、包摂もまた政治的な概念である (Oyen 1997)。

包摂と排除をめぐる境界線の理解について、ジョック・ヤングの現代政治分析が有益な示唆となる。彼は後期近代において、物質的にも存在論的に極端に不安定で、逸脱者を分離するような排除型社会が台頭した点を指摘する。この社会では、差異や多様性はただちに無害化され、とりこまれ、賞賛されると同時に、強制的な排除が横行するような、包摂と排除の「過食症的プロセス」が生じる。こうした社会情勢では、かつての安定社会を明示的に区画した（物理的、社会的、道徳的な）境界線は流動化・多元化し、たえず横断されている（ヤング 2008: 67）。ふたたびリスターの研究を参照するならば、境界線の彼岸にある他者はたんなる事実としての経済的な貧困のみならず、非貧困者の言説・態度・行為によって構築される。他者化とはわれわれとかれらの区別と強者と弱者の区画化が同時に形成される過程であり、それはステレオタイプ化による文化的差異の創出が含まれている (Lister 2004: 100-03=148-51)。例えば貧困に関するアンダークラス言説は、社会的な変容に対する不安が投影されたものであって、構造的な要因を覆い隠すとともに、周縁化された個人のふるまいに問題を短絡化させる傾向にある。他者化において貧困と尊重の欠如とが結びつくことは、「貧困の車輪の物質的核とともに、関係的・象徴的なへりでの政治的闘争の重要性をしめしている」 (Lister 2004: 100=148)¹⁰。

このような境界線に関する理解が、現代民主主義における政治的代表的危機の診断を不可避的な課題として浮上させている。政治的代表的失敗が強調される現状は、まさに排除——とりわけ代議制における内的な排除——が表面化した状態である。上述の議論を整理するならば、政治的次元における排除は、選挙を中心とした政治参加の欠如や剥奪（およびそれを生じさせる社会的資源の不足）という、政治的なインプットの局面のみで発

10) 包摂と排除の二項対立ではなく、他者化の過程として社会的排除のメカニズムを分析する研究として Barter-Godfrey and Taket (2009) を参照。

生する問題ではない。それは、同時に、(社会的連帯の紐帯となる) 公的関心からの排除に象徴されるような、アウトプットとしての政治的決定における無視や不利益をも意味している。代表の危機は、排除の社会的・経済的な次元との複合的なつながりにおいて理解されるべきであり、例えば投票率の低下のような特定の現象だけで語られるべきではない。

代表と排除を結びつける理論的な考察は、パーシー＝スミスが展開した政治的な排除論の射程を拡張する。彼女は社会的排除における政治的側面を、社会的・経済的なニーズへの要求が主張されない、聞かれない、目的とされないために生じる、社会的に排除された集団や諸個人の無力化にみる (Percy-Smith 2000: 148)。そして、この政治的な排除と政治参加の不在とを同義的に理解し、その形態を4つの集団に分類する。第一に、移民や難民など完全なシティズンシップが承認されておらず、公的に排除された集団である。第二に、例えば身障者など、参加する権利はあるもののそれを十分に行使できず、実質的に排除された集団である。第三に、投票よりも仕事を優先する事例など、自らの意識的な選択にしたがい政治に参加しない集団もいる。そして第四に、情報や知識の欠如などにみられるように、社会的な理由から政治参加を選択できない集団である (Percy-Smith 2000: 150-51)。もちろん、以上の整理が不参加のすべてを説明したとは断言できないが、それぞれが社会的排除の諸局面と結びついており、政策的な対応が必要な点は指摘されなければならない。だが、彼女の排除の基準があくまで投票行動の有無のみに帰せられている点は、社会的排除論が見出した境界線の多様性や流動性を過度に単純化しかねない。本稿では、(投票率の高さがしめすような) 参加と包摂の同一視を疑い、アカウントビリティが無視される傾向にある、代議制を中心とした政治システムそのものに対する不信もまた、一連の排除の形態に加える。

排除が多次元化し、他者化としての内的な排除が主題となるような後期近代の社会的排除において、代議制は代表されるべき主体を構成できていない。ピエール・ロザンヴァロンによれば、長期失業者や過剰債務世帯などの社会的排除の対象となる集合は、社会学的な意味での集団ではないた

め、範疇化を指向する古典的な統計アプローチではとらえられない。排除された者に共通なのはその逸脱や差異の形態であり、排除の過程である。そのため、彼らは固有の意味での共通利害をもたず、また自らを動員し表象する関係から切り離されている。つまり、排除された者は代表されるべき構成要素が欠けており、代表不可能な状況に置かれているのである（ロザンヴァロン 2006: 210-13）。この状況は排除されている人間を投票に向かわせない十分な根拠となりうるし、投票できたとしても内的な排除から脱却するのは困難であろう。代議制は相変わらず持続するものの、社会的排除が強まるほど政治的代表的欠如は拡大し、民主主義およびシティズンシップをいっそう空洞化させる。問題は、複合的で多次元的な過程としての排除に対して、政治的代表的をどのように構想するかである。一元的な境界線を想定して政治主体を排他的に領域化するような代表の形式では、もはや社会的排除に対抗できず、それを助長すらしているのである（Taylor-Gooby 2004: 226-33）。しかし、民主主義を民衆による支配と理解するならば、たしかに代議制はその直接的な実現とみなすことはできない。具体的な政治決定の場から、民衆は明らかに排除されているからである。つまり、民衆の政治参加が縮減しようがしまいが、現状の代議制では、そもそも民衆は政治権力の実質的な行使に与られない。そのため、政治的次元において形式的な包摂が実現したとしても、内的な排除とは決定的に区別されなければならない。現行の民主主義はその内部に排除の契機を有しており、そのかぎりでは危機とつねに隣り合わせである。社会的排除がこうした民主主義制度の原理的な欠陥を赤裸々に現出させている、と表現する方がより正確だろう。以下の節では、この欠陥をカバーすると同時に、後期近代を跋扈する社会的排除に抗する政治的代表的の形式を考察する。

最後に、社会的排除に対する政治学の問題意識を整理し、次節以降の着眼点を明示したい。既述のとおり社会的排除の政治的次元の議論が薄いと評されつつも、一部の政治学研究では、これを積極的に乗り越える試みを行っている。宮本太郎はライフ・ポリティクスという包括的な包摂の体系を提起している。この政治の様式が対象とするのは、「①家族のあり方や男

性と女性の社会的役割の再定義、②さまざまな体と心の弱まりについてのケア、③生活と両立しうる新しい働き方（ファミリー・フレンドリーあるいはワーク・ライフ・バランスと呼ばれる事柄）、④文化、宗教、性的志向性などともかかわる多様なライフ・スタイルの相互承認」（宮本 2008: 174）などである。こうした事柄はこれまで一般的に私的なものとされてきたが、しだいに公共性がみとめられ、政治の対象となった。個人の生活が脅かされる社会情勢を背景として、福祉や雇用の制度を継続的に調整する必要性はますますもとめられている。とりわけ注目すべきは、ライフ・ポリティクスが民主主義の構想と結びついている点である。生活形成のための民主主義では、一元的な支配の構造から、多様なアクターが生き方をめぐって熟議を重ねる政治形態がもとめられる（宮本 2008: 182）。ライフ・ポリティクスにおいて、市民の政治参加が保障されるとともに、生活保障を実現するために参加が必要となるのである。

公的関心の対象であることを含む広義の政治参加が阻害された、自己実現の失敗としての政治的代表的危機が、政治理論が克服すべき対象といえよう。とりわけ、排除が包摂かという二項対立的なデモスの定式化を退けて、境界線自体に抵抗するような政治的代表的可能性を模索する。リスターは、他者が「自身を名づけ、定義する権利」の否定に他者化が帰結すると述べ、排除のポリティクスが「表現のポリティクス」と通底していると主張する（Lister 2004: 103=151）。そのため、政治的代表的可能性は他者を定義する権力と対抗するものとなる。この展開は、排除と包摂を複合的な過程として理解し、社会編成そのものを問題化する社会的排除論の方向性と共鳴している¹¹⁾。

11) 包摂と排除の二項対立を否定し、就労のみに一元化されない社会的包摂の展望については樋口 (2004) と岩田 (2008) を参照。

3 代表・民主主義・境界線

パースペクティブ二元論

本節では、社会的排除に対抗する政治的代表的再構築という観点から、代表制民主主義をめぐる現代政治理論の成果を分析する。その際、排除と包摂をめぐる境界線に対して、どのような理解をしめすかに注目し、包摂戦略の妥当性を原理的に考察する。本節は、社会的排除論において基礎的な政治理論を提供していると目される、ナンシー・フレイザーの議論を検討したい。一般的に彼女の議論は、社会的排除に対する再分配と承認の二正面的な理論を定式化した点で高く評価されているが、本稿では、それと代表制民主主義の理論化との接点を明確化する。その上で、公共性に潜む排除の契機を問題化し続けてきた彼女の理論を、いかにして批判的に展開できるかについて論及する。

これまでに確認したとおり、排除と包摂はある特定の基準で線引きされる二項対立というよりも、主流からの距離の程度の問題であって、それは多次元のかつ複合的に存在している。そのため、参加や帰属などのあり方は包摂の実現した状態ではなく、排除と包摂を両極とした軸の個別の単位として理解すべきであり、それらの内実が後期近代では中心的な課題となってきた。社会的排除論は、それがたんに経済的な側面のみならず、文化的な側面を有している点に注目することで、従来の貧困研究の批判的な展開を遂げている。こうした二面性への対抗を理論化したのがフレイザーである。一方で彼女は、経済構造に起因する富の格差という経済的・物質的な不正義に対して再分配を提起する。再分配は、もとより福祉国家の目標設定の中心であったが、新自由主義の台頭、経済のグローバル化、国民国家の統治能力の低下などによって、ますます重要性を高めている。他方で、文化的支配によって制度化されたマイノリティの尊厳の否定や他者化という文化的・象徴的な不正義に対しては、承認を対置する。支配的な文化規範への同化に対抗するアイデンティティと差異の政治問題化は、承認という古典的な概念を社会制度構想の最前線に連れ出した。フレイザーは、再

配分か承認かという二者択一的な社会認識に支配された学的状況を批判しつつ、双方を正義に関する異なるパースペクティブとして理解した上で、これらを同時に包括的に実現する方法をもとめる。例えばジェンダーや人種おける不正義は再分配と承認をともに必要としており、また階級やセクシュアリティのように、再分配と承認の概念的スペクトルのいずれかの極に集中していても、完全に一次的とはいえない (Fraser 2003a: 16-25=19-29)。彼女の構想の規範的核心は、社会の構成員すべてが交渉可能な「参加の平等」にある。参加の平等が確保されるために、参加者の自律と発言権を保証する物質的資源の配分と、「制度化された文化的価値パターン」が等しく尊敬を享受しなくてはならない (Fraser 2003a: 36-37=43-44)。

フレイザーとアクセル・ホネットとの承認の位置づけに関する論争を手掛かりとして、彼女の議論を整理したい。両者はともに、再配分と承認を社会的正義の要件に加えることに同意し、承認が再配分をめぐる闘争に付随する現象とみなすような経済主義的な社会認識を退けている。さらにホネットは、承認を基礎的な道德概念とした上で、再配分の目標設定をそれに帰着させる。再配分をめぐる闘争は、国家における承認形式である法と、市民社会における承認形式である業績という二重の形態における承認に一元的に回収される。彼のインタビューから、フレイザーとの承認論の相違がもっとも明確になる箇所を引用しよう。

ある財の分配の仕方や労働に報酬が支払われる額が不正であるのは、その人がやったことに十分な承認が与えられていなかったり、個々のグループが社会に与えた貢献が承認されなかったりすることによるというように、再分配をめぐる古典的な闘争も道德的感覚によって行われるのです。[...] そのような社会的対立の説明の鍵となるのはいつでも、自分の尊厳や自分の価値についての自分のイメージなのであり、この価値や尊厳は社会から承認によって与えられるものであり、したがって正しい承認があらかじめ含まれていることです (ホネット 2003: 179)。

これに対してフレイザーは、再配分と承認の「パースペクティブ二元論」を義務論的リベラリズムのひとつとして構想し、参加の平等を中心的な原理として主張する。つまり、不正義とされる問題は参加の平等に対する毀損として理解され、再配分も承認もともに、参加の平等を可能にする社会制度の確立を目的とする。フレイザーは、再配分と承認の区別が存在論的・制度的なものではなく、認識論的・分析的なものだと強調する。彼女によれば、不正義の理解、改善策、集団的主体、そして差異の理解（不当な差異化の帰結か、集団の特性か）という点で、再配分と承認は異なる (Fraser 2003a: 11-16=14-18)。これらは経済と文化という実体的な社会領域に対応するのではなく、いかなる領域でも妥当するようふたつの分析的パースペクティブとして理解されなければならない (Fraser 2003a: 62-63=75)。再配分と承認は、同一の現象が有する個別の位相かもしれないが、それでも還元不可能な次元をともに理論的に表現しているのである。彼女にとって、ホネットの承認一元論は心理学的かつ主観的であり、理論の客観性および社会的な妥当性において不十分である。パースペクティブ二元論は、道德的統合のみならずシステム統合にも注意を向けて、文化価値の序列と社会的地位の序列との相互作用を分析する (Fraser 2003b:217=243)。

フレイザー自身も認めるように、ホネットとの論争は、現代社会の不正義に対する承認のカテゴリーの範囲の問題としてまとめることができる。彼女の整理によれば、どの立場から承認と向き合うかという経験的準拠点の位置、経済主義に対して台頭した文化論的転回の認識、そして社会批判の基礎となる規範の内容において、承認に対する理解と評価が変化する (Fraser 2003a: 199-200=219-22)。これら論点における双方の比較分析は据え置き、以下ではあくまで政治理論としてパースペクティブ二元論の含意を考察したい。社会的な秩序化における文化的なものとの経済的なものに対応した、承認と再分配に特化したフレイザーの議論では、政治の出番はないようにもみえる。たしかに彼女は、承認と再分配以外の様式の可能性を否定せず、政治的なものを第三の次元の候補に挙げている。参加の平等に

対する政治的な障害は、一部の人びとを体系的に周縁化するような意思決定の過程である。「これに対応する不正義は、『政治的周縁化』あるいは『排除』であり、これに対応する対策は『民主化』であろう」(Fraser 2003a: 68=81)。そして第三の次元の取り組みが約束されるものの、ホネットとの論争ではパースペクティブ二元論を実現可能にする制度的枠組みの提起という、公的な原理そのものからは区別された補完的役割としてしか論じられていない。

また、政治的決定の帰結としての法的なものを、社会統合の一要素として積極的に提起することもない。ホネットは、フレイザーの議論が物質的資源もしくは文化的承認をめぐる闘争だけで、法的な平等をめぐる闘争は看過していると批判する (Honneth 2003a: 136=152)。これに対して、フレイザーによれば、たしかにパースペクティブ二元論は法をひとつの領域として扱っていないが、法的な闘争の原因に関する議論は怠っていない。法は再分配と承認のふたつの次元の中で、従属を媒介するとともに従属を是正するような、矛盾した派生的な役割を果たしている (Fraser 2003b: 220-21=247-48)。そうであるならば、フレイザーは明示しないものの、法がどちらであるかを診断するのは私たちの政治的判断となるだろう。この応答に対するホネットの再批判は、いっそう厳しさを増す。彼女にとっての法は、「要求に対する二次的な保証者」であって、文化的承認や経済的分配への権利に後付的にある種の実行力を与えるような「純粹に道具的な機能」をもつにすぎない。ホネットにとって法権利は道具以上の含意があり、それは社会の相互行為的な関係を反映し、「社会内部での自己の地位を主観的に感じる際に決定的な役割を果たす」(Honneth 2003b: 252=284-85)。この観点からすれば、フレイザーは社会的承認を二元論の中に分割して押し込めてしまうために、法的平等の原理と現実の不平等との間の緊張関係に、法的承認をめぐる闘争という独自の性格をもつ社会的対立の起源を見出すことができていない。

繰り返すが、両者の対立は承認のカテゴリーの問題であって、本稿ではホネットの批判の妥当性については留保する。むしろ注目すべきは、規範

と区別されるパフォーマンスな実践としての政治の優先性に依拠した、政治主義と呼びうるような傾向がフレイザーにみられるという点である。上述した箇所以外にも、より明確な論述としてふたつのポイントをしめすことができる。第一に、ホネットから執拗な批判が加えられた点と関連するが、二元論にもとづいた政策選択は政治主義的である。二次元的なパースペクティブにおいて、従属の形式は本質的には固有とはいえない。「結局、ジェンダー・『人種』・セクシュアリティ・階級は相互に截然と遮断されない」(Fraser 2003a: 26=30)。そのため、ある社会的区分の軸では従属的な人間も、別の軸では支配的かもしれない。こうした社会認識は、再分配と承認の統合様式と結びついている。その特質としてフレイザーは「改善策の組み換え」と「境界戦略」を指摘する。前者において、正義のある次元に関わる改善策を、別の次元における不正義に対して柔軟に適用することができる。そして後者では、選択された政策が集団の境界を固定化するのかそれとも希薄化させるのかを事前に理解することで、より効果的な改革の選択肢を明らかにする (Fraser 2003a: 83-86=100-05)。つまり、パースペクティブ二元論では、社会的区別と集団への作用の認識が複雑だからこそ、不正義を是正する政策選択はますます政治主義的傾向を帯びることになる¹²⁾。

第二に、参加の平等という正義について、その実質および制度化がともに公共的議論に委ねられているという点に、フレイザーの政治主義を確認できる。

参加の平等という規範は、公共的討論という民主的プロセスを介して言論によって対話的に適用されなければならない。そうした討論の中で参加者は、現行の制度化された文化的価値パタ

12) フレイザーは不正義の改善策として、結果に注目した肯定的是正と、根本原因に注目した構造変革とを区別し、それぞれ再分配と承認の領域に適用する。彼女が主張する「非改革主義的改革」は肯定的是正の実行可能性と、構造変革のラディカルな推進力を結びつける (Fraser 2003a: 72-82=87-100)。その目的はあくまで状況に応じた参加の不平等の除去であり、「既存の社会的地位の区別が維持するに値するかどうかの決定」は「後続の世代にまかせる」(Fraser 2003a: 82=99)。

ーンが参加の平等を妨げているのかどうか、また提案されたオルタナティブが他の不平等を不当に導いたり悪化させたりすることなく、参加の平等を生み出すのかどうかということを論じ合う (Fraser 2003a: 43=51)。

彼女の意図は、より民主的な公共的議論のための条件の欠如が公共的に論じられることで、民主的正義の実現過程の中でその正義の再帰性を表現することにある (Fraser 2003a: 44=53)。公共的議論は正義の目的であるとともに手段である。このプロセスでは参加の平等の内容は、その実現を目指す政治的決定の蓄積に依存している。そのかぎりにおいて、パースペクティブ二元論は政治から逃れることができないのである。

このように、フレイザーの理論は社会的排除の複合的な様相を前提として組み込み、排除と包摂の境界線の複数性に対応可能でフレキシブルな二次元的な政策の枠組みを提起している。その理論的な多様性と柔軟性が、解釈や決定の重要な局面で政治主義的な原理の導入を必要としている。

[...] 正義はわれわれの共通の人間性に加えて、特殊性を承認することをも原理的に要求するだろう。だがいかなる場合にそうであるのかは、それぞれの事例に特有な参加の平等への障害に照らしてプラグマティックにのみ決定されるのである (Fraser 2003a: 48=57)。

政治の条件はプラグマティズムの前提であるとともに結果でもあり、その埋まることのない正義とのズレが政治の持続性をもたらすのである。

それではフレイザーに対する論点を提示することで、次の議論を導きたい。まず、彼女のアプローチがもたらす効果の理解に関する問題である。フレイザーは、自集団の利益を独善的に擁護する「物象化の問題」、および承認論の台頭で引き起こされる再分配をめぐる闘争の周縁化という「排除の問題」に対する、自らの理論の効果を擁護する。これらは、承認の政治

と再分配の政治のパラドクスのな状況を相互にしめしている。これらに加えて彼女は、ますます顕在化しているトランス・ナショナルな事象に、国民国家の枠組みを無理やり押し付けることで参加の不平等が強化されるような、「枠組み間違いの問題」を指摘する (Fraser 2003a: 90-93=112-14)。この点は、承認と再分配の正義が妥当する範囲の問題である。

本稿の疑問は、たしかにパースペクティブ二元論で前のふたつの問題には対応できるかもしれないが、政治的枠組みの問題については不透明だということである。この点についてフレイザーは、「参加の平等を規範的基準として据えることで、枠組みの問題を政治的アジェンダに乗せることができる」と言明する。さらに言葉を続けて、「結局のところ、平等の権利を正当に与えられた参加者たちの集合を明確にする形で、参加の範囲を境界づけることなくしては、そうした基準は適用されない。その点で、それは間違った枠組みに対抗する力強い手段となるかもしれない」(Fraser 2003a: 94=115)。また公共的議論のガイドラインに関して、「それぞれの領域で平等が正当に認められる参加者の範囲を明確にするために、さまざまな参加領域の境界を定めなければならない」(Fraser 2003a: 88=107)と主張される。問題は、「参加者の範囲」を事前に与えることができるのかという点である。本稿の理解では、政治主体を決定していくこと自体が政治過程の主要なテーマであって、それは事前に明示できない。仮に参加の範囲を事前に境界づける必要があるのなら、承認と再分配が現状として実現可能な正義の自活的な範囲として再生産されるにとどまり、境界線の限界はあらかじめ与えられている。つまり、グローバリゼーション下において現行の国民国家の枠組みをより正義に適った形で再編するにとどまり、構造自体は持続する正当性を獲得することになる。

フレイザーの理論が抱える別の難点として、なぜ再分配と承認の二次元に固執するのかという問題もある。これに対してホネットは承認の一元論を提起したが、本稿の問題意識はこれと逆である。フレイザーも認めるように、参加を実現するための対抗戦略のパースペクティブは他にも存在しうる (Fraser 2003a: 68=81)。すでに指摘したように、政治的周縁化という

現象に対する民主化が例示された。おそらく、他にも愛情や教育の享受、自由な信仰の確保、情報へのアクセス、あるいは文化的感性や心身の発育なども、参加の平等を実現するための基礎的な条件に加えることは可能である。しかしパースペクティブ二元論では、これらの可能性は、「民主化」がそうであったように、二元論を補完する役割しか与えられないだろう。そうであるならば、社会的排除の多次的な様相に対抗する選択肢を、自ら捨て去っているのではないだろうか。理論枠組みに関しては、政治主義が徹底されていないようにみえる。

代表の正義

それでは、近著『正義の秤』はこうした難点にいかに取り組んだのか。まず「スケール」という言葉が、平等と公平のシンボルである「秤」と同時に、地理的な「尺度」という意味を有している点が注目されなければならない。フレイザーの課題は、グローバリゼーションの進展を背景として、これまで正義論が暗黙の前提としてきた、近代領域国家を適正な単位とするケインズ的＝ウェストファリア的フレームを乗り越える正義の構想を明確化することにある。彼女は、過去の著作では触れられるにとどまった、代表という政治的次元を積極的に組み込むことでこの課題に挑戦する。つまり、既存のパースペクティブ二元論は正義の三次元的理論へと変容する¹³⁾。参加の平等性に対する障害は、階級構造や文化的な地位秩序に還元できないような、社会の政治的構成からも生じている (Fraser 2009: 18=27)。こうした状況に対して、適切な代表によって正義が実現されなければならないのである。

代表の組み込みは、主にふたつのインパクトを与えると期待される——これらは政治的代表的概念のふたつの性質と相通的である。第一に、決定ルールを確立し、社会問題が解決される手続きを定める。この水準では、代表は政治的な発言権と民主的なアカウンタビリティを意味する (Fraser

13) フレイザー自身も、政治の独立に伴う二元論から三元論への変容の理論的背景を説明している (Fraser 2009: 145=197)。

2009: 146=199)。フレイザーが「通常政治の誤った代表」と呼ぶのは、政治的フレームの内部で、例えば選挙制度の非民主的な制度設計などの、政治的な決定ルールが成員の完全に参加する機会を奪う場合である。第二に、社会的帰属の基準を確立し、「だれ」が成員とみなされるのかを決定することで、分配や承認などの他の正義の様式が妥当する範囲を指定する (Fraser 2009: 17-20=26-29)。この作用は政治の領域を画定するとともに、境界線のあり方を公的に決定する。それは同時に、だれがその政体に参加する資格をもち、だれが排除されるかを明らかにする。この場合、「誤ったフレーム化」は、共同体の境界線が、正義をめぐる公的な論争に参加する機会を奪う状況として理解される。「彼らは第一段階の主張を申し立てる可能性を剥奪されており、正義に関しては無人称となる」 (Fraser 2009: 20=29)。グローバル化が明らかにした代表の失敗および正義の要求は、こちらの代表の形式についてである。それは同時に、代表がつねにあらゆる再分配や承認の要求に内在していることをしめしている——「代表なくしては再分配も承認もない」 (Fraser 2009: 21=31)。フレイザーにとって代表は、政治的なものを二重に画定する争点であり、民主的な発言権と象徴的なフレーム化との交差に関係している (Fraser 2009: 147=200)。

それでは、国家領域的な観点からのフレーム化が不正義を発生させ続けている現状に対して、どのような政治的領域が設定されるべきだろうか。『正義の秤』の前半部では、所与の社会構造や社会制度によって影響を受ける人びとが、それに関して正義の主体となるという「被害者限定原則」が提起されていた (Fraser 2009: 24=34)。これを操作可能にするには、あきらかに、経験的に形成された規範的反省を歴史解釈や社会理論化と組み合わせる、複雑な政治的判断が必要になる (Fraser 2009: 40=56)。この作業は本質的に論争を避けることができず、複数の「だれ」をめぐる論争的な構想の中からの妥協的な選択がもとめられる。そのためフレイザーは、この原則が「だれ」の客観的な特定を社会科学に事実上委ねており、また複雑化する社会の中で道徳的な連関が無限に拡張しようという理由で自己批判し、同著後半部では「被治者限定原則」をあらためて主張する。この原則によ

れば、所与の統治機構に従属する人びとだけが、それに関係する正義の主体としての道徳的地位をもつ。彼女は統治機構への従属という表現を、国境線に限定されない様々な種類の権力に対する関係をふくむ広義の意味でとらえている (Fraser 2009: 64-65=89-90, 95-96=131)¹⁴⁾。

いずれにせよ、正義の「だれ」を構成するのに参加する権利を主張しながら、「だれ」を決定する「いかに」という手続きの民主化を同時にもとめられる。ここでフレイザーは、「通常政治の誤った代表」と「誤ったフレーム化」から区別された、「いかに」に対応した第三段階の政治的不正義の存在を指摘する。それは、政治空間を決定するフレーム設定という次いで、人びとの民主的な参加があらかじめ排除されている不正義である。そのため、民主的な決定のプロセスは、正義の「なに」だけでなく、「だれ」と「いかに」にも適用される必要がある (Fraser 2009: 25-27=37-40)。彼女によれば、批判的=民主的な「いかに」のアプローチは、(とりわけ政治主体と政治空間の起源に関する) 社会的知識と規範的反省の関係についての批判理論的な理解と、公正な公共的議論への政治的な関心を結び合わせている。それは「だれ」をめぐる民主的な再定義を行い、同時にいかなるフレームも更新されるような、「政治的な生の永続的な特徴」をしめしている (Fraser 2009: 42-44=59-61)。このとき、彼女の展望によれば、「さまざまな争点に関して考慮に値すると判断された、複数の、機能的に定義された『だれ』に対応する、複数の、機能的に定義されたフレームが、もたらされるだろう」 (Fraser 2009: 43=61)。

代表を取り込んで三元論となったフレイザーの理論を小括したい。代表の正義論への組み込みは、「通常政治の誤った代表」だけでなく、「誤ったフレーム化」およびフレーム化の民主化という「新しいグローバルな代表制度」を前面化した (Fraser 2009: 70=97)¹⁵⁾。こうした取り組みの成果として指摘できるのは、第一に、民主的政治の持続性を一貫した理論として提起した点である。かつての二元論が暗黙に想定していた明確なはじまりを

14) 被害者限定原則から被治者限定原則への変更についての分析と批判は、Owen (2014) を参照。これら原則の比較分析については Näsström (2011) を参照。

否定し、それをフレーム化の政治過程の中心的な課題に組み入れることで、持続的な政治に対する認識が強化された。さらに、はじまりの不在が民主化の継続的な追求を要請する。そして、第二に、フレーム化そのものの民主的性質を問うことで、結果として、フレームの複数性を理論的に擁護した。例えば「誤ったフレーム化」が存在する場合には、別のスケールのフレームを提示することは有力な選択肢となるだろう。第三に、これまで国内の代議制の問題としてのみ議論されてきた政治的代表を、「だれ」をめぐる代表の性質の議論に引き上げたと評価できる。それは代表および政治主体の境界線のもつ多元的な性格を現実政治とのつながりで明らかにし、現代政治での代表の全般的危機を理解する視座を提供すると期待できる。

ただし、残された課題もある。被治者限定原則であっても論争性から逃れられない点は置くとしても、政治主体の内容はほぼ看過されている。例えば、代表されるべき資格や政治参加の内容は明確ではなく、そのため「だれ」の実質については理論化の余地がある。代表制民主主義における主体と権力のつながりは、さらに論じられなければならないだろう。最後に、こうした課題に積極的に取り組んでいるジェイムズ・ボーマンの議論に言及し、本節を終えたい。

ボーマンが「デモイ問題」と呼ぶのは、一元的な政治主体である「デモス」を基礎とした民主的な政治単位が、多元的な単位で出現する「デモイ」の存在と合致しない状況である。こうした状況に対応するために、市民の熟議にもとづく自治の制度としての民主主義が、適切に自己変容し、正義の手段であり続けるための必要最小限の条件として、「民主的ミニマム」の重要性を提起される (Bohman 2007: 28, 45)。その内容は、法的な人権だけにとどまらず、自治をもとめる基礎的な自由としての政治的な権利をふくんでいる。それは、正義の要求に応じて民主主義を再編成するための創造的な権力を市民が発揮できる、規範的な資格を意味する。別の言い方をすれば、

15) ただし、政治的次元は他の次元に優越するわけではなく、あくまで複合的に存在している (Fraser 2009: 165n=224n-25n)。また、正義の三次元的な見解は暫定的に採用されたにすぎず、社会闘争を通じたさらなる次元の発見は否定されていない (Fraser 2009: 60=83)。

民主的ミニマムは、現在抑圧されている多元的なデモイが、国境線をまたいだ民主主義の変更を可能する原理である (Bohman 2007: 55-56, 176)。そして、それが民主主義の原理であるかぎり、包摂もまた自発的に模索され続ける。彼の表現によれば、「市民の権力、地位、そして自由の発展という特別な意味において、民主化は政治的包摂である」 (Bohman 2007: 51)。ボーマンは近著では、代表を多様なレベルで判断と参加が折り重なった熟議の多元的なシステムと結びつけて提起している (Bohman 2012: 79-80)。こうした代表は、市民が自らを市民として代表する形式であり、自治が可能な単位に応じて、国境線や制度を横断する多元的なデモスを構成する役割を果たしている。このように代表が熟議を軸とした民主的な政治主体の多元的な構成と対応する点で、「代表は根本的に包摂の問題であり、制度的な諸層を横断して分散している」 (Bohman 2012: 80)。

4 まとめにかえて

本稿では、社会的排除に対抗する政治理論の可能性を考察してきた。たしかに、政治理論は社会的排除の病理に対して完全な解決策は提示できないかもしれないが、そうした提示を可能にするような場の再編成をもとめる民主主義を議論してきた。こうした民主主義のあり方自体が排除と包摂を区別する境界線を問題化し、包摂を構成し続ける役割を果たす必要がある。本稿は、その試みのひとつとして、代表制民主主義の批判的考察を通じた政治的代表的再構成を分析してきた。代表は一元的で領域化されたデモスと結びつけて一般的に理解されるものの、いまやこうした関係性は外のおよび内的な排除を発生させる元凶のひとつに数えられるようになった。このような民主主義制度の原理的な欠陥を明白にするという意味でも、社会的排除への注目は政治理論研究に深刻な、しかも不可避的な課題を課している。

この課題に対して、本稿ではフレイザーやボーマンの読解を通じて、政

治的代表を境界線と対決する契機として理解する可能性を展望した。もとめられるのは、膨大な排除と不可分である、一元的に還元可能な代表＝包摂の維持ではなく、排除および他者化を可能なかぎり相対化するような複数の、連鎖的な包摂のあり方と、それと対応した代表の形式である。同時に、多元的な自治の単位としての代表の追求は、排除の多様な形式を意識し、現状の政治的領域性との緊張をともないながら、境界線を引き続けることになる。政治的代表の構築主義的な理解において、デイヴィッド・プロックの表現によれば、「代表の反対は参加ではない。代表の反対は排除である」(Plotke 1997: 19)。参加と代表の緊張感のある共存を維持していくことは、民主主義に生きるための基礎的な作法といえよう。

【参考文献】

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会―貧困・格差と社会的包摂』 講談社現代新書。
- 坏洋一 (2012) 『福祉国家』 法律文化社。
- Barry, Brian (2002) 'Social Exclusion, Social Isolation, and the Distribution of Income', in John Hills, Jurian Le Grand, David Piachaud (eds.) *Understanding Social Exclusion*, Oxford: Oxford University Press.
- Barter-Godfrey, Sarah, and Ann Taket (2009) 'Othering, marginalization and pathways to exclusion in health', in Ann Taket et al. (eds.) *Theorising Social Exclusion*, London: Routledge.
- Björklund, Tor (2008) 'Scandinavia and the Far Right', in Peter Davies and Jackson Paul (eds.) *The Far Right in Europe: An Encyclopedia*, Oxford: Greenwood World Publishing, 147-63.
- Bohman, James (2007) *Democracy across Borders: From Dêmos to Dêmoi*, Cambridge MA: The MIT Press.
- Bohman, James (2012) 'Representation in deliberative system', in John

Parkinson and Jane Mansbridge (eds.) *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge: Cambridge University Press, 72-94.

デイヴィッド・バーン (2010) 『社会的排除とは何か』 深井英喜・梶村義久訳、こぶし書房。

福原宏 (2007) 「社会的排除／包摂論の現在と展望—パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」(福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社)。

Fraser, Nancy (2003a) ‘Social Justice in the Age of Identity Politics: Redistribution, Recognition, and Participation’ in Fraser and Honneth (2003). (ナンシー・フレイザー 「アイデンティティ・ポリティクスの時代の社会正義」)。

Fraser, Nancy (2003b) ‘Distorted Beyond All Recognition: A Rejoinder to Axel Honneth’ in Fraser and Honneth (2003). (ナンシー・フレイザー 「承認できぬほどゆがめられた承認」)。

Fraser, Nancy (2009) *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, New York: Columbia University Press. (ナンシー・フレイザー (2013) 『正義の天秤』 向山恭一訳、法政大学出版局)

Fraser, Nancy and Axel Honneth (2003) *Redistribution or Recognition? A Political-Philosophical Exchange*, London: Verso (ナンシー・フレイザー、アクセル・ホネット (2012) 『再分配か承認か?』 加藤泰史監訳、法政大学出版局)

Goodin, Robert E. (1996) ‘Inclusion and Exclusion’, *European Journal of Sociology*. 37(2): 343-71.

樋口明彦 (2004) 「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』第 55 巻。

久塚純一 (2007) 「社会連帯の創造と排除」(岡澤憲英・連合総合生活開発研究所編『福祉ガバナンス宣言』日本経済評論社)。

- アクセル・ホネット (2003) 「批判的社会理論の承認論的転回—アクセル・ホネットへのインタビュー」(インタビューア: 日暮雅夫・岩崎稔)(永井彰・日暮雅夫編『批判的社会理論の現在』見洋書房)。
- Honneth, Axel (2003a) 'Redistribution as Recognition: A Response to Nancy Fraser' in Fraser and Honneth (2003). (アクセル・ホネット「承認としての再配分」)。
- Honneth, Axel (2003b) 'The Point of Recognition: A Rejoinder to the Rejoinder' in Fraser and Honneth (2003). (アクセル・ホネット「承認ということの核心」)。
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 亀山俊朗 (2007) 「シティズンシップと社会的排除」(福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社)。
- Levitas, Ruth (2005) *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour (Second Edition)*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Lister, Ruth (2004) *Poverty*, Cambridge: Polity. (ルース・リスター (2011) 『貧困とはなにか—概念・言説・ポリティクス』松本伊智朗監訳・立木勝訳、明石書店)
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治—日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学』ミネルヴァ書房。
- 水島治郎 (2012) 『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店。
- Mudde, Cas, and Cristobal Rovira Kaltwasser (2013) 'Exclusionary vs. Inclusionary Populism: Comparing Contemporary Europe and Latin America', *Government and Opposition*, 48(2): 147-74.
- 中村健吾 (2007) 「社会理論からみた「排除」—フランスにおける議論を中心に」(福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社)。
- Näsström, Sofia (2011) 'The Challenge of the All-Affected Principle', *Political Studies*, 59: 116-34.
- Percy-Smith, Janie (2000) 'Political Exclusion', in Janie Percy-Smith (ed.)

Policy Responses to Social Exclusion: Towards Inclusion?,
Buckingham: Open University Press.

Pierson, John (2013) 'Social Exclusion' in Bent Greve (ed.) *The Routledge Handbook of the Welfare State*, London: Routledge.

Plotke, David (1997) 'Representation is Democracy', *Constellations*, 4: 19-34.

ピエール・ロザンヴァロン (2006) 『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』
北垣徹訳、勁草書房。

Owen, David (2014) 'Dilemmas of Inclusion: The All-Affected Principle, the All-Subjected Principle, and Transnational Public Spheres', in Nancy Fraser et al., Kate Nash (ed.) *Transnationalizing the Public Sphere*, Cambridge: Polity.

Oyen, Else (1997) 'The Contradictory Concept of Social Exclusion and Social Inclusion', *Social Exclusion and Anti-poverty Policy: A Debate*, in Charles Gore and José B. Figueiredo (eds.) Geneva: International Institute for Labour Studies.

Taylor-Gooby, Peter (2004) 'New Social Risks and Welfare States: New Paradigm and New Politics?', in Peter Taylor-Gooby (ed.) *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State*, Oxford: Oxford University Press.

鶴飼健史 (2013) 『人民主権について』、法政大学出版局。

ジョック・ヤング (2008) 『後期近代の眩暈—排除から過剰包摂へ』 木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳、青土社。

渡辺博明 (2013) 「スウェーデンにおける選挙政治の変容と新右翼政党の議会進出」『龍谷法学』第46巻第2号。